日刊



東京都

発 行

目

次

…(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課

課・街路計画課・市街地整備部防災都市づくり課 ------(都市整備局都市づくり政策部 地利用計画課・都市基盤部調整課・交通企画 $\stackrel{\smile}{:}$

………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可………… …………(都市整備局市街地整備部再開発課)

 $\ddot{}$

四三三七

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課 ൛ൎ

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指

定…………………………(同

六

四三三八

八

Ŧī.

○特定非営利活動法人の定款の変更の届出………… ………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…

九

1

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃 (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…

 $\stackrel{\smile}{:}$

○都道の区域変更……… (建設局道路管理部路政課)…

○開発行為に関する工事完了………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二 ○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……… ○東京都指定排水設備工事事業者の指定………(同)…|| ------(下水道局)…|| ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告

●東京都告示第九百三十八号 示

する。 少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定 東京都条例第百八十一号)第八条第 東京都青少年の健全な育成に関する条例 一項の規定により、 (昭和三十九年 青

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百 合

子

図書類

=

指定番号 種類 コード及び発行業者名称、号刊、共通雑誌

指定理由

雑誌 GUSH COMIC 著しく性的感 情を刺激し、

株式会社海王社五〇九六四-四九 エリートモデルは発情 な成長を阻害 青少年の健全 するおそれ

書籍 C h a r l e s m i c s N o 2 C 同右

ある。

トロける快感ソク堕ち

株式会社メディアソフ

東京都告示第九百三十九号

九

において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し 同条第二項の規定により縦覧に供する。 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京 都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

九

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百

> 合 子

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

途地域 東京都市計画用

住居専用地域第一種中高層 削除する部分

四丁目各地内中野区中野四丁目及び足立区谷中

域第一 種住居地 追加する部分

中野区中野四丁目 1地内

削除する部分

足立区谷中四丁目地内

近隣商業地域 追加する部分

足立区谷中四丁目地内

場所関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 立区役所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十 一階北側) 並びに中野区役所及び足

●東京都告示第九百四十号

都市計画地区計画を変更したので、 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 同法第二十一条第二項 第二十一条第 \triangleright

において準用する同法第二十条第 同 条第二項の規定により縦覧に供する。 令和四年六月十七日 一項の規定により告示し、

都市計画の種類

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画を定める土地の区域

区計画地京都市計画地 海地区地区計臨海副都心青

変更する部分

び品川区東八潮各地内江東区青海一丁目、青 青海 一丁目及

画

場所 関係図書の **総覧** 二階北側)並びに江東区役所及び品都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部 川区役所 二階北側)

●東京都告示第九百四十一号

都市計画地区計画を変更したので、 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京 同条第二項の規定により縦覧に供する において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 同法第二十一条第二項 第二十一条第二

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池

都市計画を定める土地の区域

区計画 東京都市計画地

追加する部分

区地区計画品川駅周辺地

百 合 子

都市計画の種類

港区港南二丁目地内

変更する部分

港区港南一丁目、 港南二丁目、 芝

令和四年六月十七日

目及び三田三丁目各地内浦四丁目、高輪二丁目、 高輪 三丁

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十

|階北側) 及び港区役所

●東京都告示第九百四十二号

同条第二項の規定により縦覧に供する。 おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、 都市計画下水道を変更したので、 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 同法第二十一条第二項に 第二十一条第二

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百 合 子

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画下

都市計画の種類

水道 東京都公共下 削除する部分

千代田区大手町二丁目地内

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 階北側) 及び千代田区役所 (東京都庁第二本庁舎十

●東京都告示第九百四十三号

同条第二項の規定により縦覧に供する。 おいて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、 都市計画下水道を変更したので、 項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 同法第二十一条第二項に

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都知事 小 池 百 合 子

水道 東京都市計画下

東京都公共下 廃止する部分

品川区東大井二丁目地内

場所関係図書の縦覧 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十東京都都市整備局都市づくり政策部

|階北側)

及び品川区役所

●東京都告示第九百四十四号

示 都市計画都市高速鉄道を変更したので、 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京 項において準用する同法第二十条第 Ļ 都市計画法 同条第二項の規定により縦覧に供する。 (昭和四十三年法律第百号) 項の規定により告 同法第二十一条第 第二十一条第二

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百

合

子

都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

市高速鉄道東京都市計画都

線第一 号線分岐 変更する部分

 \equiv

港区高輪二丁目地内

場所関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 一階北側 (東京都庁第一 一本庁舎十

●東京都告示第九百四十五号

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第

示し、 条第二項の規定により縦覧に供する。 ●東京都告示第九百四十六号 一項において準用する同法第二十条第一 都市計画法 市計画都市高速鉄道を変更したので、 路 福生都市計画道 関係図書の縦覧 市高速鉄道 東京都市計画 都市計画の種類 令和四年六月十七日 都市計画の種 令和四年六月十七日 湘南線 同条第二項の規定により縦覧に供する。 京浜急行電鉄 都 類 東京都知事 東京都知事 東京都都市整備局都市づくり政策部 変更する部分 都市計画課 一階北側 港区高輪二丁目地内 都市計画を定める土地の区域 小 小 (東京都庁第二本庁舎十 項の規定により告 同法第一 池 池 百 百 <u>-</u>+ 合子

都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお 項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生 いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二 同

合子

都市計画を定める土地の区域

三・四・二号 追加する部分

字下河原各地内福生市北田園一丁目及び大字熊川

志茂中央線

削除する部分

3

丁目各地内福生市北田園一 丁目及び北田園二

条第

場所 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十

一階北側

●東京都告示第九百四十七号

り告示し、 都市計画防災街区整備方針を変更したので、同法第二十一 項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京 条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ 都市計画法 同条第二項の規定により縦覧に供する。 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百 合 子

災街区整備方針東京都市計画防 都市計画の種類 変更する部分 都市計画を定める土地の区域

関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 特別区の市街化区域全域千代田区、中央区及び港区を除く (東京都庁第二本庁舎十

場所

●東京都告示第九百四十八号

同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第 次のように告示する。

東京都知事 小 池 百 合 子

施行者の名称 足立区

令和四年六月十七日

都市計画事業の 東京都市計画公園事業足立第二・二

> \equiv 種類及び名称

事業施行期間 令和四年六月十七日から令和九年三 百五十五号舎人三丁目第

二公園

月三十一日まで

収用の部分

四

事業地

足立区舎人三丁目地内

なし

使用の部分

●東京都告示第九百四十九号

示する。 準用する同法第十九条第一項の規定により、 合の事業計画の変更を認可したので、 条第一項の規定に基づき月島三丁目南地区市街地再開発組 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 同条第二項において 次のように告 第三十八

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百 合

子

組合の名称

月島三丁目南地区市街地再開発組合

事業施行期間

令和二年十一 月五日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区月島三丁目地内

事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島三丁目二十四番五号

匹

令和二年十一月五日

Ŧī. 変更の内容

事業計画の変更の認可の年月日 事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する

六

三

規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

カドミウム及びその化合物並びに鉛及び

その化合物

物、シアン化合物、セレン及びその化合物並びに鉛及び

その化合物 害物質の種類

令和四年六月十七 H

ŋ 第 ●東京都告示第九百五十号 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお |壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

第六条第二項の規定により、 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい)を指定するので、同条第三項において準用する同法 令和四年六月十七日 次のとおり告示する。

東京都知事 小 池 百 合子

別図のとおり(渋谷区笹塚

形質変更時要届出区域

に適合していない特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。 丁目地内) 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十 第三十一条第一項の基準 六価クロム化合

別図 起点 渋谷区笹塚一丁目50番5 50番3

【凡例】 -【起点】 形質変更時要届出区域 起点は、渋谷区笹塚一丁目50番5の最北端とする。 単位区画 ---- 筆境界 調査対象地 敷地境界

格子の回転角度(67度58分19秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を 中心として、右回りに回転させた角度を示す。

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。 ●東京都告示第九百五十一号

六条の規定に基づき、次のとおり告示する。に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等

づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指

「法」という。)第二十一条の五の二十第四項の規定に基

以 下

東京都知事 小 池 百合

子

令和四年六月十七日

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

欧 11-

5

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人プラナス	プラナスデイサービスセンター	町田市小山町4319-2	令和4年3月31日
株式会社おもちゃ箱	おもちゃ箱まちだ	町田市木曽西3-18-2-2階	同 口
有限会社アヴリオ	コペルプラス 東小金井教室	小金井市梶野町5-11-2 ラシュレ1階	同日
株式会社福祉ステーションあい	こどもデイサービスほっぷ	狛江市和泉本町4-2-13 SANTE SAKAE202	同日
有限会社アヴリオ	コペルプラス 東久留米教室	東久留米市八幡町2-14-7-2階	同日
有限会社アヴリオ	コペルプラス 東伏見教室	西東京市富士町4-18-11 フジビル2階	同口

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人東村山手をつなぐ親の会	山鳩訓練室	東村山市久米川町3-12-31	令和4年3月31H
特定非営利活動法人プラナス	プラナスデイサービスセンター	町田市小山町4319-2	同日
株式会社オン・ザ・プラネット	Kidsテラス森野	町田市森野5-14-19 1階	同 H
株式会社おもちゃ箱	おもちゃ箱まちだ	町田市木曽西3-18-2-2階	同日
特定非営利活動法人ふみ月の会	ふみ月チャレンジたま川	調布市多摩川5-24-18	同日
株式会社福祉ステーションあい	こどもデイサービスほっぷ	狛江市和泉本町4-2-13 SANTE SAKAE202	同 日

サービスの種類 居宅訪問型児童発達支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社アヴリオ	コペルプラス 東久留米教室	東久留米市八幡町2-14-7-2階	介和4年3月31日

サービスの種類 保育所等訪問支援

KE II-

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ベストリハ株式会社	ハッピートライアングル北綾瀬	足立区谷中1-15-8 中原ビル1階	令和4年3月1日
特定非営利活動法人ひの・I-BASYO	クリッパーズ	日野市旭が丘1-15-9 旭が丘1丁目ビル2階	令和4年3月31日
有限会社アヴリオ	コペルプラス 東伏見教室	西東京市富士町4-18-11 フジビル2階	同口

令和四年六月十七日

東京都知事 小 池

百合子

●東京都告示第九百五十二号

定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下

五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児

二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示す入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
TASUC株式会社	TASUC早稲田教室	新宿区西早稲田1-1-6 バトン・ド・ルージュ早稲田2階	令和4年1月1日
株式会社F	児童発達支援・放課後等デイサービス スマイリーハーツ	大田区雪谷大塚町10-2 K2 2階	同日
株式会社ウッディ	ナーシングルーム ぽのぽの	葛飾区東金町3-41-27	同日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア西武柳沢教室	西東京市保谷町5-8-13 カーサビアンカ2020 102-B	同日
株式会社SUKI HUG	モンテッソーリ こどものいえ 森下駅前教室	江東区新大橋3-11-15 ソサエティ森下202	令和4年2月1日
·般社団法人CIS	space Kid's. conプ・ア・プ	豊島区南長崎4-1-1 BAJビル1階	同日
コノアス合同会社	児童発達支援 はぐちるランド水元	葛飾区水元1-26-8 佐藤ビル201	同日
特定非営利活動法人あるく・自律を目指す会	つきのおあしす	日野市百草1042-20 石坂ビル2階	同 日
株式会社トヤマ	たまキッズルーム 日野万願寺	口野市万願寺2-37-12 コーポベスト万願寺1階101	同日
・般社団法人うさぎのみみ	うさぎのみみ	西東京市東町1-6-3 中川ビル1階	同日
株式会社アニスピホールディングス	ジュガール放課後デイ(児童発達支援併設)西新小岩	葛飾区西新小岩3-26-5	令和4年3月1日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
TASUC株式会社	TASUC早稲田教室	新宿区西早稲田1-1-6 バトン・ド・ルージュ早稲田2階	令和4年1月1日
株式会社F	児童発達支援・放課後等デイサービス スマイリーハーツ	大田区雪谷大塚町10-2 K2 2階	同口
有限会社訪問介護でんとう虫	放課後等デイサービス事業所 わわわ	板橋区高島平9-1-9 メトロード西台7番館 店舗(15)	同口
株式会社ウッディ	ナーシングルーム ぽのぽの	葛飾区東金町3-41-27	同日
株式会社ツバサ	放課後等デイサービス つばさクラブ青砥駅前	葛飾区青」「3-27-11 南葛ビル2階	同日
一般社団法人かざまぐみ	放課後等デイサービスあかぐみ上北台	東大和市巌敷2-614-2	同口
合同会社APOLLO	放課後等デイサービス ウィズ・ユー下高井戸	杉並区下高井戸1-22-7 フォンス桜上水1階	令和4年2月1日
Felix株式会社	放課後等デイサービス ここのは	練馬区小竹町1-43-6 アゼリア小竹1階	同日
ブライトリンクス株式会社	なないろひろば	足立区綾瀬2-13-11 第87新井ビル2階	同口
合同会社はすの実	せみころん南町田	町田市鶴間5-9-29	同日
株式会社トヤマ	たまキッズルーム 日野万願寺	口野市万願寺2-37-12 コーポベスト万願寺1階101	同日

合同会社ウィステリア	放課後等デイサービス白ゆり	府中市住吉町1-32-12 サンヴィレッジ中河原103	同 日
株式会社太陽	重症心身障害児 放課後等デイサービスめろん	江東区枝川2-14-2 岩室ビル1階	令和4年3月1日
ルシッド・ドリーム株式会社	放課後ぶつく洗足池教室	大田区上池台2-15-1 共立上池台ビル2階	同日
一般社団法人みんなのいえ	放課後等デイサービスみのり	杉並区桃井2-1-3 吉田ビル2階	同日
株式会社Lilav	エル放課後等デイサービス	杉並区方南2-12-26 シルバーパレス方南町106B	同日
株式会社レガロファクトリー	studio koti(スタジオ コティ)	板橋区富士見町4-25 シティプラザ富士見町103号室	可 口
株式会社アニスピホールディングス	ジュガール放課後デイ(児童発達支援併設) 西新小岩	葛飾区西新小岩3-26-5	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社LITALICOパートナーズ	LITALICOジュニア西武柳沢教室	西東京市保谷町5-8-13 カーサビアンカ2020 102-B	令和4年1月1日
NPO法人オルフルド	オルフルド目黒	目黒区目黒本町3-15-12 AMNES武蔵小山301	令和4年3月1日

推相原鄉

七三六

旭町三丁目

道路法 東京都告示第九百五十三号

の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、 令和四年六月十七日から起算して二週

変更の区間

町

田市旭町三丁目七百三十六番地内から

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 項

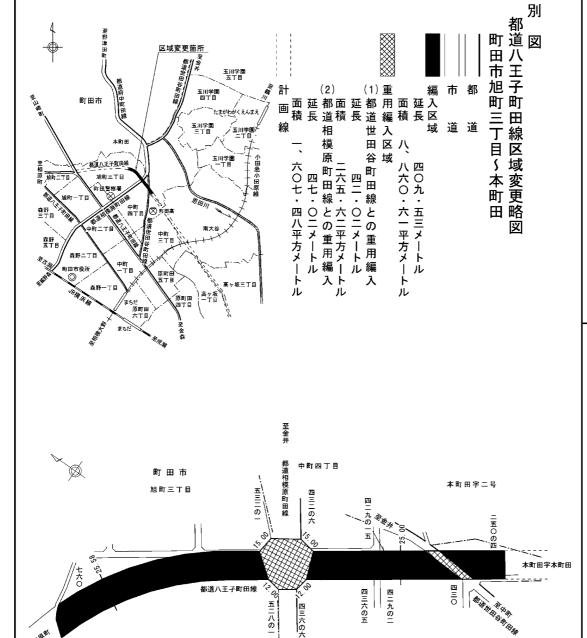
間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。 令和四年六月十七日

東京都知事 小 池 百 合

八王子町田 子

> 三 変更の概要

別図表示のとおり



五二八の一

四三六の六

中町四丁目

で同市本町田字本町田二 一百五十番四

[地内ま

正午から午後

号

一丁目八番

百 合子

-	- -	∸ +77	Δ	±p		THA POOL	478	· ← EEn A	10
	十二	京 都 十	<u>公</u> 十	報 九	 八	和 4 年6月 七	<u>17日(</u> 六	金曜日)五	四四
十三 届出日	二変更日	者の代表者名 変更後の小売業	の代表者名変更前の小売業者	の住所の住所と変更後の小売業者	の住所の小売業者	称 業者の氏名又は名 変更を行った小売	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者	設置者住所
令和四年五月三十日	令和三年十二月二十九日ほか	社) ほか 吉岡 久仁夫 (三丸商品有限会	ほか 節子 (三丸商品有限会社)	ッド)ほか社サマンサタバサジャパンリミテ港区三田一丁目四番一号(株式会	テッド)ほか会社サマンサタバサジャパンリミ会社サマンサタバサジャパンリミ港区北青山一丁目二番三号(株式	三丸商品有限会社ほか十三名	ールディングスほか七十三名株式会社スタイリングライフ・ホ	ッドほか八十二名株式会社バロックジャパンリミテ	号
ΙΞ	=	. -		号 働 局	添 あ にえ っ あ	とすな	そ	善舗 の	法大

店舗所在地 東京都知事 ケーズデンキ立川店 池 百 合 子

に到着するよう提出してください

商工部地域産業振興課

(新宿区西新宿二

丁目八番一

Ŧi. 兀 \equiv

て、

ては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を っては団体名及びその代表者の氏名)□住所(団体に

設置者名

令和四年六月十七日から四月以内に東京都産業労

る者は、

意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体

届出及び添付書類を縦覧に供する。

法第八条第二項の規定に基づき、

意見を述べよう

する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 変更について届出があったので、同条第三項において 規模小売店舗立地法

という。

)第六条第二項の規定により大規模小売店

(平成十年法律第九十一号。

以下

Ŧi. 四 自動車の出入口の変更前の駐車場の 数及び位置 設置者住所 設置者名 立川市栄町六丁目一番地 株式会社立飛リアルエステート 立川市泉町八百四十一番七ほか 二箇所 店舗東側

変更日 届出日 縦覧場所 令和四年五月十九日 令和四年五月二十日

十四四

縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 令和四年六月十七日から同年十月

+

Ħ.

縦覧時間

(第17599号)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

時までを除く。

分まで。ただし、正午から午後 午前九時三十分から午後四時三十 条例第十号)に定める休日を除く。

七

八

九

+

ついて

十六

縦覧時間

十五.

縦覧期間

日に関する条例(平成元年東京都十七日まで。ただし、東京都の休令和四年六月十七日から同年十月

六

数及び位置 自動車の出入口の 変更後の駐車場の

四箇所

店舗東側ほか

+ +

届出日

令和四年五月二十日

ほ

士

縦覧場所

十四四

縦覧場所

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業

+ 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 条例第十号)に定める休日を除く 日に関する条例(平成元年東京都十七日まで。ただし、東京都の休 分まで。ただし、 正午から午後

店舗所在地 店舗名 株式会社丸井 町田市原町田六丁目二 町田ビルディング

時までを除く。

位置及び収容台数変更前の駐車場の 設置者住所 隔地 隔地 中野区中野四丁目三番二号 四十台 八十四台

八 七 六 位置及び収容台数変更後の駐車場の 変更前の閉店時刻 午後九時

変更後の閉店時刻 六箇所 午後十時ほか 隔地

+ 九 数及び位置 自動車の出入口の 変更前の駐車場の 三箇所

数及び位置 自動車の出入口の 変更後の駐車場の 変更日 令和五年一月二十一日. 隔

振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 号

日に関する条例(平成元年東京都十七日まで。ただし、東京都の休令和四年六月十七日から同年十月 午前九時三十分から午後四時三十 条例第十号)に定める休日を除く

東	京	都	公	報

11	令和4	4年6月	17E	1 (3	金曜	日 <i>)</i>				果		40	公	致							(第17	599号)
			-	<u>+</u> Ξ		-	<u>+</u>		+	十	九		八		七	六	•	五.	四	三	<u> </u>	_	
ついて	東京都指定排水流			一 従覧時間			一縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	数及び位置を到すの出入口の	変更後の駐車場の	数及び位置	自動車の出入口の変更前の駐車場の	位置及び収容台数変更後の駐車場の	位置及び収容台数	変更前の駐車場の	設置者住所	設置者名	店舗所在地	吉 浦 名	
	東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に	時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一	干前九時三十分から干後四時三十	条例第十号)に定める休日を除く。日に関する条例(平成元年東京都	十七日まで。ただし、東京都の休	令和四年六月十七日から司年十月	一号)	東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年五月二十日	令和五年一月二十一日		三箇所 隔地		六箇所 隔地	隔地 三十五台	L	隔地 九十五台	町田市原町田六丁目一番六号	町田セブンビル株式会社	町田市原町田六丁目一番六号町日4つこと)	叮田セブンごレ	時までを除く。
三 代表者を変更した事業者	日 ル一〇	N S K 三千一	令和四 五七二二 株式会社 稲城市大丸 稲城市東長	〇一号室	礼 ・	株式会	ーワークー央二丁目二	戸川区中	七日 2 五番二十九 六番三十	月 plan 下里六丁目	令和四 五四五五 株式会社 東久留米市 練馬区下石	月日 指定番号 名称 所在地 所在地受理年 指定番号 商号又は 新事業所 旧事業所	二 事業所の所在地を変更した事業者	会社	十五日 ック株式 支店 丁目一番一年四月 ・エンテ 式会社東京 橋馬喰町二	三一二四 サノヤス 山田工業株	月日 指定番号 は名称 名称 所在地受理年 指定番号 新商号又 旧商号又は 事業所	又は名称を変更した事業者	東京都下水道局長、奥、山、宏、二	令和四年六月十七日	たりによったことにより公告する。	指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があっ	下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
							五百	1000円	干 一 同 日	· 目		地 年四月 令和四	ī E	 司	番一 同日	日本	・		八日	—— 同 月	十五五	年令四和	
東京都	令和四年六月十七日条の規定により公告する。	(平成十三年東京都下	を次のように指定したので、	号)第七条の規定により、	東京都下水道条例	東京都指定排水設備				<u> </u>	六	月四一三七一					日一四七カナ			十一四二六	日	月匹二匹匹	指定番
東京都下水道局長	日る。	郁 下	,			水設備工事事		会社	ニカ株式 太洋テク		設備	古川総合	太陽設備	朱弋会士	朱式会注	支店 主	工業株式	を 学 労 所	生田設備	株式会社	会社 ック株式	・エンテ	名称スは
奥山		水道局管理規程第四号)第七	東京都指定排水設備工事事業	東京都指定排水設備工事事業者	(昭和三十四年東京都条例第八十九	工事事業者の指定につい			二階堂浩幸			古川 俊博	ノ 朝 勝青	釆町	川澄有		灣田 道史	1		生田 俊一		自石 買夫	表
宏二		第四号)	設備工事	備工事事	余例 第八	について	l		河合			古川	语	司	土橋		灣 日	#		生田		斉藤三千寿	
		第 七	事業	業者	十 九				三	•		俊雄	毎ヺ	文 E	昇一		孝	ž 1		悠一		千 夷	者名

ı	(第17599号)		東	京	都	公	報		令和	4年6月	17日(金町	星日)	12
	令 和 四	二 指定年月日			五八一九		五 八 一 八	五 八 一 七	五八一六	五 八 一 五	五 八 一 四	指定番号	一指定し
	令和四年五月十八日	月日		ン	ィーライ セーフテ	備工業	小村方設 有限会社	R H 株式 I I 式会 A 社	設計 吉永設備	シアンズ 有限会社	工業 目黒設備	名称 商号 又は	指定した事業者
	Ц				岡嶋悟		小村方 仁	遠藤 赳人	吉永 康子	三浦健一	目黒 崇裕	代表者	
			兜町	TSオフィス日葉山ビル四階	七番二号 兜町第六中央区日本橋兜町十		六番十五号 品川区西大井六丁目	八番九号	十三番地二町田市大蔵町二千百	十二番五号 正立区皿沼一丁	五二百三十四番地五十町田市小野路町二千	事業所所在地	
発 行 電 東 話 京			;	平 M 橋 E	第 門 六 十		目	于	百	丁 目 二	<u> </u>		
電話 ○三(五三二一)一一一一(代)東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東京都新宿区西新宿二丁目八番一号													
郵便番号 163-8001 定 価 一 本													
(郵送料を含む。) (郵送料を含む。)													
(含む。) ((日本) (日本)													
電東勝話京													
〇三(三八一二)五二〇一(代)都文京区白山一丁目十三番七号美 印 刷 株 式 会 社													
五二〇一(代) 日十三番七号 式 会 社													
郵便番号 113-0001													
FSC ミックス 紙 FSC* C006270													